

滋賀の図書館のあり方について  
(答 申)

平成 1 9 年 6 月

滋賀県社会教育委員会議

## はじめに

近年、公共図書館を取り巻く社会状況は大きく変化し、様々な課題に直面している。その中で、図書館は今、これまでの市町立図書館や県立図書館の取り組みをふまえた上で、様々な時代の要請に応えるためにどのような役割を果たしていくべきなのか等、そのあり方が問われている。

そこで、滋賀県社会教育委員会議では、利用者である県民の立場から、これからの図書館のあり方について審議を行い、今回答申をとりまとめた。

滋賀県教育委員会におかれては、この答申をもとに、これまでの滋賀の図書館の実績をふまえた上で、さらなる発展のための取り組みを進めていただきたい。

### ・ 滋賀の図書館の現状と課題

滋賀県の図書館は、全国最下位レベルであった昭和 50 年代後半から、現在までの間に大きく飛躍した。

これまで（平成 17 年度）の実績をまとめると次のようになる。

#### 充実した図書整備

- ・ 図書館数 48 館（未設置市町は 3 町）設置率 88.5%（全国 12 位）
- ・ 県民一人あたりの蔵書数 5.8 冊（全国 1 位）

#### 県民の利用状況の伸び

- ・ 県民一人あたり年間貸出冊数 8.02 冊（全国 1 位）
- ・ 県民の登録者率 50.9%（全国 1 位）

#### 図書業務の専門性の強化

- ・ 専任職員の司書有資格率 79.4%（全国 1 位）
- ・ 職員一人あたりの人口 6,500 人（全国 3 位）

（日本の図書館 2006：日本図書館協会）

このように、現在の状況を見れば、滋賀県は全国的にトップランクの実績がある。しかし、これまでいくつかの図書館を視察し、館長から話を聞く中で、以下のような課題が見出された。

一つめは、地域により、多様化する住民のニーズに対応した図書館機能等に違いがみられるということである。われわれは、後述するように、図書館と住民が一体となった図書館づくり等、素晴らしい実践を行っている図書館を目の当たりにしてきたが、そうした実践が県内の図書館すべてで行われているわけではない。

また、もう一つの課題に、図書資料費予算の減少がある。

市町立図書館の図書資料費は、これまで、図書館数の伸びとともに上昇してきたが、近年減少傾向に変化している。平成 15 年度の決算額と平成 17 年度の予算額の差は 7 億 4100 万円から 5 億 7500 万円で約 22 % 減少している。この傾向は、図書館ごとに異なるが、20 % 以上の減少が 11 館、10 % 以上の減少が 13 館ある。

これらの課題は、今後の図書館サービス水準の維持に支障をきたす恐れがある。われわれは、これまで 20 年以上の年月をかけて築いてきた滋賀の図書館が、今後もそのサービスを維持・向上し、ますます発展していくことを期待して、これからの図書館がどうあってほしいかを議論することとした。

## ． これからの滋賀の図書館のあり方

### 1 ． 視察から見てきたこれからの図書館のイメージ

審議をするにあたり、われわれはまず、県内のいくつかの先進的な図書館を訪問し、実際に自分の目で見て回ることで、これからの図書館のあるべき姿のヒントを得ようと考えた。

以下は、われわれが行った視察の中で、特に印象的であった図書館の姿を、3つのキーワードに整理したものである。



#### 【誰もが癒される図書館】

本が生き生きと語りかけつい手にとってしまう、そういった本の並べ方あるいは見せ方を工夫してる図書館

心ゆくまでゆっくり読書を楽しめる空間づくりをしている図書館

来館者を温かく包み込んでくれるような感じのする図書館

低い書架や木のぬくもりがたくさんある書架やカウンターなどに工夫をし、人の目が気にならないような配慮をしながら、広々とした空間を実現している図書館

#### 【人が集い・出会う図書館】

次の利用につながる効果を期待して魅力的な講座、催し、イベントなどを実施している図書館

欲しい情報や新しい情報に出会えることによって、そこで人が生き生きとしている図書館

訪れるといつも何か新しい発見がある、わくわくするような図書館

自分達の暮らしに役立つと実感できる図書館

多くの人に図書館を利用してもらえるように、一生懸命に努力をしている図書館

子どもが気軽に立ち寄れる居場所としての図書館

農作業の合間や仕事帰りなど、生活の一部として気軽に利用できる図書館

#### 【みんなで一緒につくる図書館】

地域の人達の作品や地域の口コミ情報を丹念に収集し、住民に対してその情報を提供している図書館

地元で活躍する写真家や陶芸家等の作品を展示したり、住民から寄せられたまちの情報を冊子にしている図書館

地域の人とともに展示などの企画をする図書館  
図書館長や司書が地域や学校へ出向き、住民との  
交流がある図書館  
住民から持ち込まれた本や図書館の本をリサイク  
ルしている図書館



## 2 . これからの図書館のあるべきひとつの姿

上記のような姿を併せもった図書館こそが、われわれが考える図書館のあるべきひとつの姿である。これを、なんとか一言で言い表すことができないものか。様々な視点から議論がなされた結果、われわれが最後にたどりついた表現が、以下の言葉である。

### いのちをつなぐ図書館

この言葉には、二つの願いが込められている。

まず第一に、これからの滋賀の図書館は、一つひとつの命が育つ場であってほしい。とりわけ、様々な悩みを抱え、苦しみ、そして孤立している人たちにとっての大切な居場所となしてほしいという願いである。図書館は、ともすれば、断ち切れそうな命をつなぎとめ、そして生きる力を育む場となるべきである。

もう一つは、地域の一つひとつの命をしっかりと結びつけ、そして大きく育てていく場であってほしいという願いである。図書館は、その地域で生きる住民一人ひとりが、そこで学び、互いに教えあう中で、ともに地域を見つめ直し、新たな地域文化を創造していく場であるべきである。

## 3 . 「いのちをつなぐ図書館」を実現するための方策

上記の図書館を実現するための具体的な方策について、社会教育委員会議では、(1) 図書館を支える人材づくり、(2) 住民のための図書館運営、(3) 図書館サービスのさらなる充実、という3つの柱を立てて議論を進めてきた。

### (1) 図書館を支える人材づくり

#### 1) 図書館職員のスキルアップ

職員の資質向上に向けた研修機会の充実

これまでの図書館のベースとなるサービス、館独自の個性のある取り組み、そのいずれもが、図書館の職員の高い専門性と継続的な知識の積み重ね、そして図書館業務に対する情熱によって支えられてきた。

こうした司書の能力をさらに高めていくためには、司書としての高い専門性ととも、生涯学習の支援者としての資質を高めていく必要がある。図書館職員も、同様の視点で利用者や図書館ボランティアと接しなくてはならない。

今後、そのための研修の機会が積極的に設けられるとともに、その研修内容には、例えば、生涯学習等、住民の学習を支え、よりよい図書館づくりに向けてともに活動するための知識や技術が含まれるべきである。また、こうした研修は、一市町で行うことは難しく、県全体の取り組みとして企画される必要がある。

#### 各図書館間や行政との積極的な人事交流

図書館職員のスキルアップのために、人事交流が積極的に行われる必要がある。この人事交流については、平成 18 年度から県立図書館と市町立の図書館の間で、2 年ずつの人事交流が行なわれている。今後は、社会教育施設職員としての資質を高めるために、単に他の図書館を経験する人事交流だけではなく、学校や社会教育施設、教育委員会事務局との人事交流を進めていくことも必要である。

## 2) 図書館ボランティアの育成と活用

図書館でボランティアを活かすことについて、図書館長からは、図書館業務の専門性等の観点から、慎重な意見もあった。しかし、今、住民が図書館に求めるボランティア活動の形態は、図書館業務の一部を補助的に担う「業務請負型」のボランティアではなく、本の読み聞かせの活動等、自らの学習成果を生かして活動する「生涯学習型」のボランティア活動である。

県内の各図書館は、こうした図書館ボランティアを、それぞれの館の状況に応じて養成し、積極的に生かすべきである。そのことは、図書館の活性化につながるとともに、地域との連携を深めていく上でも重要な意味をもつことになる。図書館ボランティアは、図書館職員と地域住民の間であって、より住民に近い位置で活動をするだけに、職員よりも生の住民のニーズに接しやすいのである。図書館職員は、こうしたボランティアの特性を認識し、図書館運営のパートナーとして、ボランティアを位置づけることにより、地域に根ざした図書館の実現に努めるべきである。

一方、県には、年に数回、県内の図書館ボランティアを対象として、ボランティアとして共通に学ぶべき課題に関する学習機会、および実践交流会を開催してもらいたい。こうした学習機会や実践交流会は、県内のボランティアのネットワーク化に大きく貢献するものであり、彼らの実践力を高めることになる。

## ( 2 ) 住民のための図書館運営

### 1) 基盤となるサービス水準の維持

図書資料等の収集・管理・貸出水準の維持・向上  
現在、滋賀県の図書館サービスは全国的にみても高い水準にある。



今後、新たな取り組みを行うにあたっては、従来、運営の柱としてきた「望ましい図書館のあり方」の4つの提言に基づき、基盤的なサービスの水準を保持し、これまでに築いてきたものをしっかりと継承しながら、さらなるサービスの維持・向上を図る必要がある。

昭和55年3月に図書館振興対策委員会が提言した図書館づくりの目標

### 図書資料購入費等の継続的な予算確保

図書資料購入費は図書館の生命線である。かつて県の図書資料費補助施策では、図書館が年間に購入すべき資料費の最低基準を定め、その基準以上の資料費を費やす図書館に対し補助を行ってきた。この基準は、当時、滋賀の公共図書館が図書館としての機能を持つための最低限のハードルとして定めたものであり、逆に言えば、これ以下のものは滋賀の図書館として認められないという基準でもあった。しかしながら、現在の各自治体の図書資料費は18年前のこの基準を下回っているところも少なくない。資料費の減少による図書購入点数の減少は、徐々に利用者の信頼を低下させ、利用者数の減少を招いている。そして、それを回復することは容易ではない。財政的に厳しい中、各自治体が調整した上で予算配分をしていると思われるが、図書館サービスの水準の維持・向上が可能な予算を確保していくことを望む。

### 2) ネットワークの確立

#### 公共図書館間でのネットワーク

#### ア) 図書資料の協力貸出制度の拡充

県内の図書館においては、横断検索システムや資料の協力貸出により、地元の図書館の蔵書以外の資料を借りることが可能となっている。これをもう一歩進め、地元のみならず、滋賀県民であれば県内のどこの図書館でも資料の提供や返却ができるようなシステムについても検討してもらいたい。

#### イ) 県内図書館間の情報交流及び相互支援機能の強化

現在、公共図書館協議会による情報交流や協力貸出制度により、図書館同士の相互支援機能が図られている。例えば、東近江市では市内の6図書館がそれぞれの館の特徴を明確にすることにより、利用者が利用しやすく効率的な運営を行おうとしている。

今後、県内の48館が今以上に連携を強化していくことにより、県全体として、効率的で、住民が利用しやすい図書館づくりを進めていくべきである。

### 学校図書館とのネットワーク

学校図書館については、県内の公共図書館が全国的に高い水準にあるのに比べて、特に小・中学校において十分に機能していないのが現状である。それゆえ、子どもの読書環境を確保し、図書館利用を促進するためには、公共図書館と学校図書館との連携は不可欠となる。

しかしそのためには、まず学校図書館側の人的な体制を整えることが必要となる。これからの図書館のあり方についてのアンケートに回答してもらった公共図書館長の意見の中にも、「学校図書館に担当者が配置されないのであれば、学校図書館と公共図書館が連携することはできない」、「学校図書室がその機能を十分に果たせていないため、公立図書館としてのバックアップも先生ごとの対応になり、結局ばらつきが出て、十分な連携ができていない」といった意見が数多くみられた。今後、早急に全学校での「司書教諭」の加配置を実現すべきである。

ただ、それまでの間も、児童・生徒達の本に接する機会が失われることのないよう、公共図書館の学校図書館に対するできる限りの支援を望みたい。

平成18年12月に県内公立図書館長を対象に実施した「公立図書館調査」

### 行政、大学、福祉施設、医療機関とのネットワーク

現在、県では県立図書館を中心に、各市町の図書館だけでなく、各大学の図書館や研究所、博物館などの様々な機関の資料情報を提供する「横断検索システム」が構築されている。それにとどまらず今後は、例えば、病院に入院されている方に向けた図書のリクエストサービスの実施等を検討・実施していく必要がある。

## 3) 新しい視点での積極的な図書館運営

### 目標管理と外部評価制度の導入

図書館運営を行うにあたり、中・長期的な視野に立った目標設定を行うことや、利用者等、外部の視点での客観的評価を受けることが重要である。

### 図書館への財政的支援の可能性の模索

自治体の財政難により、図書館の基幹的予算が削減されている館もあるが、自治体予算を待つだけでなく、寄付や企業広告の導入など、図書館利用者や地元企業との連携による支援を模索することも検討すべきである。

### 住民との協働による図書館づくり

図書館は誰のためのものか。そこに居住する住民のためのものであることはいうまでもない。それゆえ、図書館運営は、常に住民の要望に耳を傾け、できる限りそれに応える形で行われなければならない。

そのために図書館は、例えば意見箱の設置、図書館ホームページにインターネット上の投書システムを設ける等、住民の要



望を把握するための工夫を講じるべきである。また、図書館ボランティアは、住民に近い場所で活動するだけに、住民の生の声を聞きやすい立場にある。一方で、図書館運営の基本的な考え方や図書館側の状況への理解も深い。図書館は、ボランティアのこうした特性を認識しながら、協働で図書館運営をしていく体制をつくるべきである。

さらに、年に何回かは図書館職員と図書館ボランティア、そして利用者である住民が一堂に集い、それぞれの立場からこれからの図書館について自由に意見交換ができるような機会をつくるべきである。こうした機会を通じて三者相互の関係を深め、そして、そこででてきた意見や要望を図書館運営に生かすことにより、図書館は、これまで以上に地域と密接に結びついた、住民のための施設になるであろう。

ただ、図書館ボランティアの活用は、図書館活動に必要な人員や経費を削減するための手段となってはならない。図書館運営においては、まず司書が主体となって、図書館のあり方を示すべきであり、それにボランティアや住民の考えが結びついてこそ、図書館サービスは活性化していくのである。

### ( 3 ) 図書館サービスのさらなる充実

#### 1) 県民一人ひとりへの学習支援



##### 子どもたちの本との出会いの支援

一例として、県内の図書館には、学校に適応しにくい子どものために、館の一室を開放しているところがあった。これからの滋賀の図書館には、こうした子ども達が気軽に利用でき、そして心を落ち着かせ、くつろぐことのできる場が設置されるべきである。また、図書館ボランティアを活かすことにより、本の読み聞かせ活動等、子育て中の親子が気軽に利用でき、様々な子どもが本に親しむきっかけとなるような活動が、図書館を舞台に繰り広げられることにより、一人でも多くの子どもが一冊でも多くの本とめぐり合うことができる環境づくりに努めるべきである。

##### 高齢者・障害者に向けた学習支援

図書館は、高齢者・障害者にとっても、大切な居場所であってほしい。そのためには、点字図書や拡大図書の整備や図書館のバリアフリー化を進め、彼らが行きたいときに、気軽に行ける環境づくりが重要となる。また、日常生活圏が狭い高齢者・障害者が、図書館へアクセスするためには、できる限り身近な場所に館が存在することが望ましい。例えば今後、移動図書館や公民館等の地域施設の利用も視野に入れながら、自転車で行ける距離圏内で図書館サービスが受けられるような体制が整備されることを望む。





## 外国人等への学習支援

平成 17 年「国勢調査 第 1 次基本集計結果」によると、滋賀県内の外国人の数は、22,750 人となっている。これからは、こうした外国人等に対するきめ細かな配慮も必要となろう。例えば、外国語の図書の整備や外国語での案内板の設置等の方策が講じられる必要がある。



## 2) 居心地のよい空間の創出

学習の場としての図書館は、住民にとって居心地のよい場所でなければならない。例えば、畳の間やすわり心地の良いソファを配置されているとか、圧迫感がない低い書架や木のぬくもりがたくさんある書架を配置する等、誰もがそこに行けば心を休めることができ、本を読みながらゆったりとした時間を過ごせるような空間が、図書館には必要である。

また、今まで公共図書館には、地域の人々が交流する場を提供するという考え方が少なかった。しかし、これからの図書館は、人が出会い、交流することを支援する働きが求められる。一人ひとりが個別に本を楽しむ空間だけでなく、人々が交流できる空間も創出すべきである。

## 3) 多様化する県民に対する情報提供

現在、図書館に関する情報は、広報紙を中心に提供されているが、細かな情報となると、実際に図書館に足を運ばないと得られないものも多いのが現状である。これでは、普段、図書館を訪れる機会のない住民に、図書館の情報や魅力を伝えることができない。

そこで今後、図書館に来ない人にいかに情報を提供するのが重要な課題となる。例えば、ホームページを充実させて積極的に情報を提供することが考えられよう。また、住民が生活のために利用する銀行、病院、スーパー、駅等に、図書館の広報紙やチラシを置くことで、図書館に行かなくても様々な情報が住民の目にとまるような工夫を講じる必要がある。

また、外国人に対しては、図書館の PR や利用案内の外国語版を作成し、配布することも必要である。

## 4) 特性を生かした図書館づくり

### 地域の文化・産業の継承・創造の支援

地域資料や郷土資料は散逸しやすい。図書館は、地域文化や地場産業に関する貴重な文

献や資料を積極的に収集・保存することにより、それらを継承していく役割を担わなければならない。また、地域文化や産業をテーマとした事業を展開したり、地域の若手芸術家の発表の場や住民が集い・学ぶ場を提供することを通じて、地域に新たな文化を創造していくための拠点施設としての役割を、図書館は果たしていくべきである。



#### 生きる知恵を見つける場としての図書館づくり

図書館サービスの主な対象者は、それぞれの市町民である。それゆえ、図書館は、日々の暮らしに直結する住民のニーズを読み取りながら選書を行うことが求められる。住民のリクエストに極力応えることも必要だろう。その上で、住民一人ひとりが抱えるそれぞれの課題に対し、柔軟な支援ができるようレファレンス機能を充実させていくべきである。

### おわりに

図書館は、そこに住む人の生活、人生と深く関わりながら、生涯にわたる住民の学びを支え、地域文化を創造する場である。特に滋賀の図書館は、全国的にみても高い水準にあり、県民の生涯学習にとってなくてはならない大切な場所となっているのである。

この図書館の水準を維持・発展させ、次の世代へと受け継いでいくことは、図書館職員だけの課題ではなく、利用者である地域住民にとっても重要な課題であることを、一人ひとりがしっかりと受け止めなければならない。

学びの場、癒しの場、そして地域文化の発信基地としての図書館、すなわち「いのちをつなぐ図書館」を、図書館職員と地域住民との協働の中で、ともに守り、育てていこうではないか。